様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	医療法人の理事数の例外の認可
根拠条例·規則等名		医療法、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
条項		第46条の5第1項但書、別表第13項四の第3号
所	管 部 課	保健福祉局 保健部 地域医療課 (電話:048-829-1292)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理	1 必要な事項が正確に記入され、適正に押印されていること。 2 医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を1か所のみ開設する医療法人に限ること。その場合においても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。(昭和61 年健政発第410号 厚生省健康政策局長通知) 3 理事を1人又は2人に減員しても、医療法人の運営等に支障を来さないこと。 4 社員総会又は理事会等で適正に決議されていること。
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成28年9月1日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	審査期間 10日
間	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成28年9月1日最終改正
	備考	